

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（昭和52年岩手県告示第1221号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
環境基準		当てはめる地域	環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値		地域の類型	基準値	
I	[略]	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	I	[略]	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、 <u>準住居地域</u> 及び <u>田園住居地域</u>
[略]			[略]		
備考1・2 [略] 3 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150メートル以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはめる地域から除く。			備考1・2 [略] 3 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150メートル以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、 <u>地域の類型</u> を当てはめる地域から除く。		
備考 改正部分は、下線の部分である。					